

横浜市環境管理計画

横 浜 市



横浜市では、戦後の高度経済成長を背景としたかつての著しい産業型公害に対しては、市民や事業者の方々との連携に基づく取組により大幅な改善を図ってきました。

昭和61年3月には、都市・生活型公害の表面化や、快適環境に対する市民ニーズに対応するため、「横浜市環境管理計画—環境プラン21」を策定し、総合的な視点から環境問題の解決に取り組んできました。

しかし、その後も、自動車公害など都市・生活型公害の改善は進まず、廃棄物の増大や身近な緑や水辺の減少、さらには、エネルギーの大量消費に伴う地球の温暖化など新たな環境問題も顕在化してきています。

今日の環境問題は、通常の事業活動や市民の日常生活からの環境への負荷の集積がその要因となっており、その解決には、これまでの事業活動やライフスタイルを見直すことが必要となっています。

横浜市では、市政を取り巻くこのような環境変化に対応するため、平成5年12月に新たな市の総合計画として「ゆめはま2010プラン」を策定し、その都市づくりの7つの目標の一つとして、「人と自然が共生するうるおいのある快適環境の街」を掲げ、環境の保全と創造を市政の重要な課題と位置づけました。

そして、平成7年3月には、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的に「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、この条例に基づき、このたび、新たな「横浜市環境管理計画」を策定しました。

この計画は、横浜市の今後の環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、環境の保全と創造に関する施策の具体的な展開方向を明らかにしたものです。

横浜市では、この計画を環境保全行政の“新たな出発点”として位置づけ、市民や事業者の皆様とともに“持続的発展ができる望ましい都市横浜”を実現するために積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり熱心に御審議をいただきました「横浜市環境審議会」の委員の方々と数多くの貴重な御意見をいただきました市民の皆様に感謝を申し上げますとともに、環境保全行政の推進に、皆様方のなお一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成8年9月

横浜市長 高秀秀信

- 1 都市・生活型公害などの改善が進められ,
新たな環境汚染が未然に防止されている都市
- 2 自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市
- 3 環境への負荷の少ない都市構造や
循環型の社会システムが形成されている都市
- 4 地球規模の環境問題に対し,
地域からの取組が進められている都市
- 5 環境の保全と創造の意識が高く,
積極的な活動がなされている都市

目 次

第 1 章 計画策定に当たっての基本的考え方

1 策定趣旨	2
2 計画が目指す都市環境像	3
3 市・事業者・市民の役割	4
4 計画の策定方針	4

第 2 章 施策の展開と市民・事業者の行動

第 1 節 基本方針

1 施策展開の基本方向	8
2 構成と内容	9
3 施策・事業体系図	10

第 2 節 公害対策の推進

1 大気環境の保全	12
2 水環境の保全	15
3 地盤環境の保全	19
4 有害化学物質対策の推進	21
5 騒音・振動対策の推進	23

第 3 節 自然環境の保全及び快適環境の創造

1 緑と水にふれあえる街づくりの推進	26
2 生物生息空間の保全・創造	30
3 良好な都市景観の保全・創造	32

第 4 節 少負荷型・循環型都市の形成

1 少負荷型の都市づくりの推進	34
2 産業廃棄物の発生抑制、資源化、減量化、適正の推進	36
3 一般廃棄物の減量化・資源化、適正処理の推進	39
4 建設発生土対策の推進	42
5 エネルギーの効率的利用の推進（地球温暖化対策に掲載）	43

第 5 節 地球環境保全対策の推進

1 地球温暖化対策の推進	44
2 オゾン層保護対策の推進	48
3 その他の地球環境保全対策の推進	50
4 環境分野における国際的連携の推進	52

第 6 節 環境保全意識の向上及び自主活動の促進

1 環境教育及び環境学習の促進	53
2 市民・事業者の環境保全活動の促進	55
3 市の環境保全行動の展開	57

第 3 章 開発事業等における環境配慮の指針

1 基本的考え方	60
2 環境配慮の基本的事項	62
3 事業別配慮指針の策定方針	63
4 地域別配慮指針の策定方針	64

第 4 章 計画の推進方策

1 推進体制	68
2 開発事業等の計画段階からの環境配慮の推進	68
3 調査研究及び環境監視体制の充実	68
4 環境情報の整備及び情報提供機能の充実	69
5 計画の進行管理等	69

資料編